

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った、公文書一部開示決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成19年12月28日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、岡山県公営企業管理者に対して、元岡山県公営企業管理者の事務引継書の開示請求を行った。これに対して、岡山県公営企業管理者は、平成20年1月7日付けで、条例第11条第1項の規定により全部を開示する決定を行ったところ、異議申立人は、同年2月1日付けで、実施機関に対して、当該処分について「開示した事務引継書は、岡山県職員服務規程（昭和36年岡山県訓令第5号。以下「服務規程」という。）第20条に規定する要件の欠落した瑕疵あるものであり、同条に規定する「担当事務の処理経過」を記載した合規かつ合法の事務引継書の開示を求める」趣旨の審査請求を行った。これに対して、実施機関は、平成20年3月4日付けで、「本件審査請求は、法でいうところの審査請求の対象とならないものに対してなされている点において不適法である」として、当該審査請求を却下する裁決を行った。
- 2 異議申立人は、平成20年3月24日付けで、条例第5条の規定により、実施機関に対して、上記却下裁決に関して、次に掲げる公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
 - ① 平成20年3月4日付け総第717号「裁決書」関連文書
 - ② 伺（起案－決裁）文書
 - ③ ア サービス規程第20条に規定する「担当事務の処理経過」の欠落した瑕疵ある事務引継書が地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第32条違反とならない理由を記載した法令等の規定を記載した文書
イ 「法でいうところの不服申立てとはいえない」法令等の客観的具体的理由を記載した文書
ウ サービス規程第17条に規定する諮問を排除した理由を記載した文書
- 3 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、①、②、③のイ及びウについては「平成20年2月26日付け、審査請求に対する裁決について（却下）の起案文書」（平成20年3月4日付け却下裁決の文書）を特定した上で、条例第7条第2号（個人情報）に該当する部分を除いて開示とし、③のアについては、作成していないため保有していないことを理由として非開示とした、公文書一部開示決定（以下「本件処

分」という。)を行い、平成20年4月2日付けで異議申立人に通知した。

4 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成20年4月9日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。

5 実施機関は、条例第17条の規定により、平成20年4月23日、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、非開示とした③のアについて当該処分を取り消して開示すること、非開示とした理由の付記について一般人が容易に理解できるよう適法合规に記載すること並びに③のイ及びウについて開示しなかったのをただちに開示することを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

(1) ③のアについては、却下処分に係る重要事項であるから、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするため、当該法令等の規定を開示すべきである。

実施機関は「条例に基づく公文書の開示は、実施機関が現に保有している公文書を対象としたものである」と主張するが、それは地公法第32条に規定する条件を成就する場合に限り是認されるものであり、保有していない文書が同条の規定に反する場合は、論外である。

条例第1条の公文書の開示を請求する権利に対し、県が県政に関し県民に説明する責務を全うする理念目的に徹すれば、違法な非開示決定について合规合法的な文書の請求をすることは、事理にかなった県民の当然の権利である。

(2) 本件処分に係る理由付記は、地公法第32条の法律違反である。なぜ文書を作成していないのか、しないのか、当該理由をその根拠とともに、一般人が容易に理解しうるよう付記しなければならないものである。

実施機関は、文書不存在（文書不作成）の態様がどのようなものであったのかを了知し得るよう再説明すべきである。

(3) ②の伺文書の開示は受けたが、③のイ及びウについては、開示されていない。ただちに開示して説明責任を果たすべきである。

異議申立人は、条例第1条に規定する公文書の開示請求権に基づき、当該請求権を行使したものであるにもかかわらず、「決定書（裁決書）の案」に記載しているとのみ弁明しているが、「決定書（裁決書）の案」に記載しているどの部分が該当するのかについて、なぜ理由説明書に記載しないのか。条例第1条に規定する「県

が県政に関し、県民に説明する責務を全うした」ことと認めることはできない。改めて再弁明するよう求めるものである。

決定書（裁決書）の案は、異議申立人に送達された違法却下処分書と同文であり、異議申立人は、異議申立てが、条例第17条第1号に規定する「不服申立てが不適法である」とは、絶対に信じることができないため、公文書開示請求権を行使したものである。

実施機関の責任と権威のために、アカウンタビリティを果たすよう強く求めるものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件は、異議申立人から開示請求があった公文書のうち、③のアについて、作成していないため保有していないことを理由として開示しないこととし、一部開示決定としたものである。

条例に基づく公文書の開示は、実施機関が現に保有している公文書を対象としたものであり、実施機関に新たに公文書を作成した上で開示することを義務付けるものではない。したがって、保有していない文書を非開示とすることはやむを得ないものである。

- (2) 本件処分については、公文書の不存在を理由として非開示決定を行ったところ、決定に当たり開示しない理由として「作成していないため、保有していない」と記載しており、理由の付記に不足はない。

- (3) 異議申立人は、「③のイ及びウについて、開示しなかったので、ただちに開示せよ。」と主張するが、これらは、いずれも却下の裁決を行った理由を記載した文書の開示を求めているものであり、既に、本件処分に基づき、「平成20年2月26日付け、審査請求に対する裁決について（却下）の起案文書」を開示している。当該起案文書には、裁決書の案も添付されており、異議申立人が求める理由は当該文書に記載しているところである。

第5 審査会の判断

1 本件異議申立ての対象となった公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書は、平成20年3月4日付け裁決書に関連する次の文書である。

ア 服務規程第20条に規定する「担当事務の処理経過」の欠落した瑕疵ある事務引継書が地公法第32条違反とされない理由を記載した法令等の規定を記載した文書（以下「地公法理由文書」という。）

イ 「法でいうところの不服申立てとはいえない」法令等の客観的具体的理由を記載した文書（以下「不服申立て理由文書」という。）

ウ 条例第17条に規定する諮問を排除した理由を記載した文書（以下「諮問理由文書」という。）

2 地公法理由文書について

実施機関は、本件開示請求に対し、地公法理由文書については不存在のため非開示とする本件処分を行っているので、その存否について以下検討する。

地公法理由文書について、実施機関は、作成していないため、保有していないと主張し、異議申立人は、却下処分に係る重要事項であるから、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするため、当該法令等の規定を記載した文書を開示すべきであると主張している。

地公法理由文書は、平成20年3月4日付け裁決書に関連する文書として開示請求されたものであるが、実施機関は、上記第2の1に記載の経緯のとおり、不適法であるとして審査請求を却下しているものであり、地公法理由文書が作成されるべき理由も必要性も認められない。

したがって、地公法理由文書を作成していないため、保有していないとする実施機関の主張に、不自然・不合理な点は認められない。

なお、異議申立人は、地公法理由文書について非開示とした処分を取り消して開示すべきと主張しているが、条例は、あくまで実施機関が保有している公文書についての開示を義務づけるものであり、特定の公文書の作成を義務づけているものではない。

3 理由の付記について

異議申立人は、本件処分に係る理由付記は、地公法第32条に違反しており、文書を作成していない理由をその根拠とともに、一般人が容易に理解し得るよう付記しなければならないと主張しており、これに対して実施機関は、公文書の不存在を理由として非開示決定を行ったもので、開示しない理由として「作成していないため、保有していない。」と記載しており、理由の付記に不足はないと主張している。

行政処分に理由の付記が要請される趣旨は、処分庁の判断について合理性を担保し、その恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与えるというものであると解されていることから、実施機関が、本件処分に当たり付した理由はこれに反するものということとはできない。

4 不服申立て理由文書及び諮問理由文書について

異議申立人は、不服申立て理由文書及び諮問理由文書について、開示しなかったと主張するが、実施機関は、本件処分にに基づき、「平成20年2月26日付け、審査請求に対する裁決について（却下）の起案文書」を開示していると説明している。

不服申立て理由文書及び諮問理由文書について、いずれも却下の裁決を行った理由を記載した文書の開示を求めているものと解されるが、本件処分にに基づき開示された却下裁決の起案文書には、裁決書の案も添付されており、異議申立人が求める理由は当該文書に記載されていることから、これを本件対象公文書として特定したことは妥当であり、本件処分にに基づき開示されているものと認められる。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会は、実施機関から本件処分に係る公文書の開示の可否の決定について意見を求められているものであり、それらの主張について意見を述べる立場にない。

6 結論

以上により、実施機関が、地公法理由文書について不存在を理由として非開示とした本件処分は妥当であると認められ、本件処分に係る理由の付記に関し不適切な点も認められず、また、不服申立て理由文書及び諮問理由文書については開示されていると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成20年 4 月 23日	実施機関から諮問を受けた。
平成20年 5 月 14日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成20年 5 月 29日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成20年 6 月 12日	異議申立人から意見書が提出された。
平成20年 7 月 1 日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成20年 8 月 25日 (審査会第3回目)	異議申立人の意見陳述の聴取を行った。
平成20年 9 月 30日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成20年11月11日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成20年12月 3 日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 神 山 敏 雄	岡山大学名誉教授	審査会第4回目まで審議
会長職務代理者 清 野 幸 代	弁護士	審査会第4回目まで審議
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	
森 義 郎	岡山県農業信用基金協会 専務理事	
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	審査会第5回目から審議
藤 田 奈 美	弁護士	審査会第5回目から審議